

サービス利用までの手順 (短期入所)

①利用相談及び申込み

施設にご来所下さい。支援相談員が応対致します。

施設見学にも随時応対致します。

担当：支援相談員 浅田 良太 TEL：0790-78-0001

【利用申し込み時に必要な物】

- 介護保険被保険者証等、入所者本人に関わる保険証全て
「利用申込書」の提出をもって、利用申込みの受付となります。

②情報提供書の提出

利用の調整の目処がたった時点で、情報提供書の提出をお願いします。

【お願いする情報提供】

- 診療情報(主治医より) ※施設より依頼した場合のみ
当施設の様式があります。データは3ヶ月以内のものに限ります。
記載漏れがありますと利用決定の協議ができない場合があります。
- 日常生活状況
入院・入所中の場合…入院・入所先の職員より
在宅生活中の場合 …担当のケアマネージャーより

③本人面接

職員が生活先を訪問して面接させていただきます。

家族の同席は必須ではありませんが相談させて頂く場合があります。

④処遇検討会議 (利用判定会議)

施設長・管理医師、各部門の担当者が参加する処遇検討会議にて利用の可否を協議致します。

会議の結果はお電話にてお知らせいたします。

⑤契約

施設に来所して頂き、利用中についての相談と利用の契約を行います。

【契約時に必要なもの】

- 印鑑 2種類(本人及び身元引受人)
- 利用相談時にお渡しする封筒(利用約款等)

※契約時、利用料の請求書等の送り先と緊急連絡先(2ヶ所)を記載していただくことになります。

⑥利用開始

短期入所は在宅サービスになりますので、利用希望時は、担当のケアマネージャーに連絡し、ショートステイ利用希望を伝えてください。

担当のケアマネージャーと施設間で日程等の調整を行います。

入所時は入所時必要品(別紙)を用意していただき、ご持参下さい。

裏面に続く

短期入所利用時の 注意事項

- 認定期間の半分を超えての利用は保険者の許可が必要になります。
- 連続31日以上の利用は出来ません。
- 居宅介護計画（ケアプラン）への記載が必要です
- 土曜の午後、日曜、祝日の入退所は出来ません。
- 医療機関への受診（お薬のみの受け取りを含む）はショートステイ利用期間外にお願い致します。

（感染対策について）

- 短期入所送迎時に毎回、抗原検査を実施致します。コロナは通年、インフルエンザは流行期のみとなります。
- 家族様送迎の場合、抗原検査は到着時に車内でさせて頂きます。施設到着後、事務所にお声掛けください。
- 抗原検査陽性、若しくは37.5℃以上の発熱、咳等の症状がある方は受け入れをお断りさせていただく事があります。感染対策の一環となりますので、ご理解下さい。

（入退所当日について）

- 入退所当日、送迎出発前には家族へ電話連絡します。